

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年2月27日

鳥取県知事 平井伸治

## 1 調達内容

### (1) 業務の名称及び数量

鳥取県庁舎等警備業務 一式

### (2) 業務の仕様

入札説明書による。

### (3) 業務の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

### (4) 入札方法

入札は、紙入札による。

なお、入札書は、入札説明書に示す方法に従って計算した金額を記載すること。消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書の単価欄にそれぞれ記載すること。

また、この調達は単価契約を含むものであり、落札額が契約金額とならないので注意すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が警備の施設警備（人的警備）に登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(5) 令和2年4月1日以降に国又は地方公共団体若しくは国立大学法人、地方独立行政法人の施設を管理する者が発注した延べ床面積8,000平方メートル以上の建物の警備業務（業務現場で警備員を常時在駐させる業務体制によるものに限る。）を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

(6) 入札説明書別添鳥取県庁舎等警備業務仕様書（以下「仕様書」という。）の4に記載する勤務時間（以下「各勤務時間」という。）及び勤務人数で常時警備体制を組むことが可能であり、各勤務時間に従事する警備員のうち、次に掲げる基準を満たす者を、それぞれ1名以上常時配置することができる者であること。

なお、ア及びイの基準をそれぞれ別の者で満たしても、同一者で満たしてもよいものとする。

ア 警備業法（昭和47年法律第117号）第23条で規定する施設警備業務検定1級又は2級若しくは警備業法第22条で規定する施設警備業務による警備員指導教育責任者の資格を有する者

イ 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2の5に基づき施設警備業務に関する自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了した者

(7) 仕様書の13(5)イの除雪機械による除雪作業をする人員のうち、ホイールローダーを使用する者は、必要な資格を有する者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県総務部総務課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札の手続に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総務課

電話 0857-26-7780

電子メール soumu@pref.tottori.lg.jp

#### (2) 業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総務課

#### (3) 入札説明書等の交付方法

令和8年2月27日(金)から同年3月10日(火)までの間にインターネットのホームページ(鳥取県総務部総務課(<https://www.pref.tottori.lg.jp/176696.htm>))から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

令和8年2月27日(金)から同年3月10日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

##### イ 交付場所

(1) に同じ

#### (4) 郵便等による入札

不可とする。

#### (5) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 入札日時

令和8年3月16日(月)午後2時 即時開札

##### イ 場所

鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県庁 令和新時代創造本部・総務部会議室(本庁舎地下)

### 5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記するとともに、本件調達案件の名称を記載した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類(以下「事前提出物」という。)を、4の(1)の場所に、令和8年3月10日(火)午後5時までに郵送(郵送の場合は、同時刻までに必着のこと。)又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出物を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

#### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、1の(4)で入札書に記載した単価に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を令和8年3月24日(火)午後5時までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができ

(委託) R 6 . 9 一般 制限あり (最低)

る。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 最低制限価格の設定

本件入札には施設管理調達最低制限価格制度実施要領（平成 25 年 12 月 16 日付第 201300145029 号鳥取県総務部長通知）に基づき最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が二名以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。